

八街市 第31号 2014年1月発行

農業委員会だより

編集・発行／八街市農業委員会

八街市八街ほ35番地29
☎443-1483(直通)



会長 あいさつ

川野 繁

新年明けましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新年を迎えられ、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の農業をとりまく状況は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、原発事故に伴う放射性物質の影響さらに、関税を原則撤廃するTPP（環太平洋経済連携協定）に関する議論など、厳しさに拍車がかかっております。

TPPにより輸入関税が引き下げられ、多種多様な安価な農産物が国内市場に流通した時、消費者において食の安全面は当然としても、それにもまして価格本位の選択がなされないか懸念されるところであります。

言うまでもなく、安心・安全で消費者に信頼される農産物の安定供給が我々農家の責務です。

こうした農業者を取り巻く社会情勢が大きく変動する中、私たち農業委員会は、その役割と責任を深く受け止めて、七月十九日の任期まで委員全員一丸となって、農家の皆様のため一層の努力をしてまいり、所存でございます。

皆様方におかれましても、本年が良い年でありますことをご祈念いたしますと共に、当委員会にご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

農業委員会 ホームページを開設しています。

八街市のホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp>

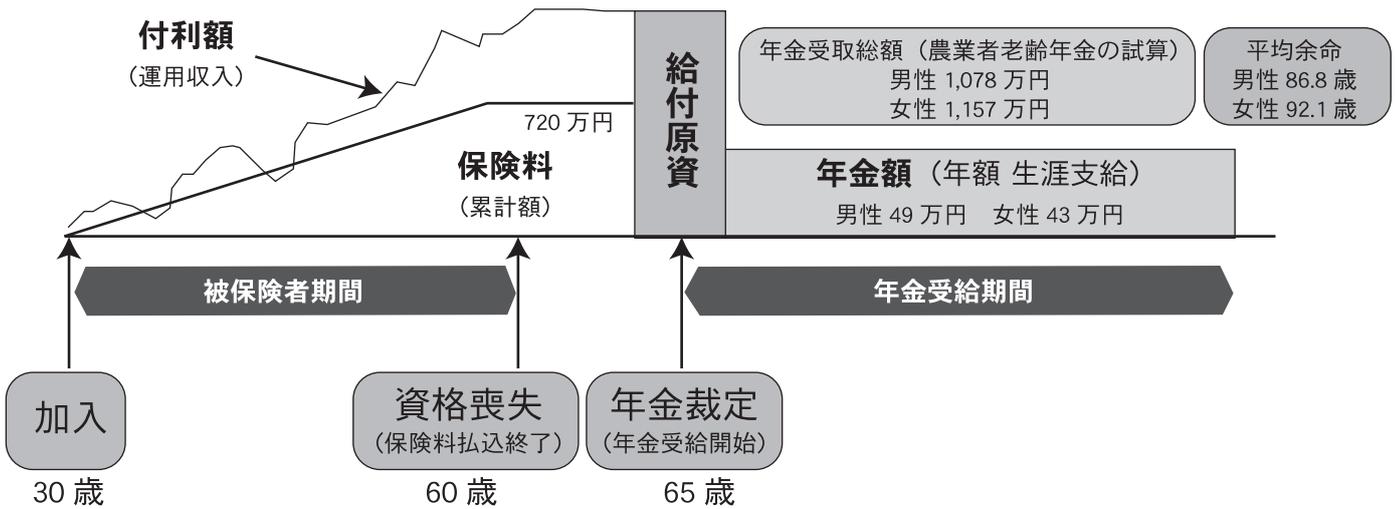
八街市ホームページ、「市役所各課案内」よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。



仕組み

農業者年金（積立方式・確定拠出型）の仕組みと年金額試算

加入例 加入年齢 30 歳 通常加入 付利利率 1.5% の場合
保険料（月額）2 万円



年金額の試算（保険料月額 2 万円通常加入 付利利率 1.5%）

（単位：万円）

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	男性		女性	
			年金額（年額）	年金受取総額	年金額（年額）	年金受取総額
50 歳	10 年	240	14	307	12	330
40 歳	20 年	480	30	664	26	712
30 歳	30 年	720	49	1,078	43	1,157
20 歳	40 年	960	71	1,558	62	1,672

（試算の前提）

- ・ 65歳以降の年金額を試算するための予定利率は 1.35% で試算している。
- ・ 年金額は 65 歳裁定における年金額（年額）であり、年金受取総額は、65 歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性 86.8 歳、女性 92.1 歳まで生存した場合の受取総額である。
- ・ 各金額は単位未満を四捨五入により表示している。

※本試算において前提とされている、付利利率「1.5%」とは、運用利回りを 1.65% として、付利準備金と調整準備金への繰入率（0.15%）を控除して設定した率であり、予定利率「1.35%」とは、農林水産省告示（H24.4.1 施行）により定められている率である。
（農業者年金基金ホームページより全国農業会議所が試算）

農業者年金に加入しましょう



しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！

**農業に従事する方は
広く加入できます**

- ① 国民年金の第一号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

どなたでも加入できます。

**税制優遇（特例措置）で
とってもお得です**

支払った保険料の全額（毎年最大80万4千円）が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。（支払った保険額の15%～30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円）

**少子高齢化時代に
強い年金です**

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

**80歳までの保証付の
生涯年金です**

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

**保険料は
自由に選択できます**

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

**担い手の皆様（認定農業者等）
には一部国庫補助があります**

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成（政策支援）されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、
八街市農業委員会またはJAいんば八街支所にお問い合わせください！

～太陽光発電設備の設置について～ (ソーラーパネルの設置による発電システム)

農地に太陽光発電設備を設置する場合には、農地転用の許可が必要です。また、現に耕作されている農地はもちろん、耕作されていない農地（耕作放棄地）も許可の対象となります。

●恒久転用許可（一般的な農地転用許可）

- ・メガソーラーなど、農地に太陽光発電設備を敷き詰め、営農（耕作）ができなくなる場合は、農地を農地以外のものにするため、農地転用の許可が必要です。また、許可の要件などは、通常の農地転用の許可要件と同様です。



●一時転用許可

- ・農地に支柱を立てて、営農（耕作）を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）は、一時転用の許可が必要です。また、許可の要件は通常の要件の他に、次のような基準や条件があります。



（主な基準や条件）

- ①支柱の基礎部分を一時転用許可の対象とする。
- ②一時転用期間は3年以内であること。（問題がない場合は再許可可能）
- ③簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、申請に係る面積が必要最小限で適正であること。
- ④農地における営農の適切な継続が確実で、農作物の生育に適した日照量を確保でき、かつ農作業に必要な機械などを効率的に利用できる空間を確保していること。
- ⑤周辺農地の営農に支障を及ぼさないこと。
- ⑥営農型発電設備の撤去に必要な資力及び信用があること。
- ⑦生産された農作物に係る状況を、毎年報告し確認を得ること。
- ⑧営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。また、設備の改築又は事業を廃止する場合には、遅滞なく報告すること。
- ⑨営農が行われない場合又は事業を廃止される場合には、当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

農地法の許可を得ないで、太陽光発電設備を設置されますと違反転用となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科せられる場合があります。

全国農業 新聞

～農業・農政の情報誌～
全国農業新聞を購読しましょう

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 600円

※お申し込みは、
農業委員または農業委員会事務局へ